

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人折尾愛真学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、法人において勤務することが常態であるものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員及び評議員の職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給及び報酬等の額)

第3条 役員及び評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- | | |
|-----------|-----------|
| (1) 常勤役員 | 無報酬 |
| (2) 非常勤役員 | 年額66、822円 |
| (3) 評議員 | 無報酬 |

(報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、毎年7月及び12月とする。

- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第5条 役員及び評議員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の月割り計算)

第6条 新たに非常勤役員に就任した者は、その月分から報酬を支給する。

2 非常勤役員が退任、又は解任された場合は、前月分までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

1. この規程は、平成26年10月1日より施行する。この規程施行の日をもって、「理事報酬についての内規」(昭和59年6月28日制定)は廃止する。
2. この規程の改訂は、令和2年1月1日より施行する。